

## 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に基づく一般事業主行動計画

女性社員の個性と能力がより発揮できる職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間
- 2 内容

**目標1：新規採用の正社員に占める女性社員の割合を40%以上とする。**

### **【対策】**

- ・ダイバーシティに関する情報をホームページや採用ナビサイトで掲示する。
- ・採用イベント等で性別によらず業務に取り組める旨を説明する。

**目標2：年次有給休暇の平均取得率を90%以上とする。**

### **【対策】**

- ・年間5日取得義務の再周知を行う。
- ・業務の平準化や作業手順の見直し等による個人負担の軽減を進める。

**目標3：職場の女性用設備の整備を推進し、すべての職場で女性社員が活躍できる環境を整える。**

### **【対策】**

多くの職場で女性が働くことが可能となるよう、女性用設備の新設等を進める。